

都道府県・ 政令指定都市名	33 岡山県
------------------	--------

時点：2021年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	県民生活部男女共同参画青少年課
担 当 職 員 数	4 人 (専任 3 人、兼任 1 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	岡山県政策推進会議
設 置 年 月 日 ( 西 暦 ) ・ 根 拠	2011年4月1日 根拠： 岡山県政策推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	岡山県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 ( 西 暦 )	2002年4月1日
構 成 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 暦 )	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第5次おかやまウイズプラン
改定・見直しの予定時期	2026年4月1日
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	岡山県男女共同参画の促進に関する条例
	公 布 日(西 暦)	2001年6月26日
	施 行 日(西 暦)	2001年10月1日
	最 終 改 正 日	2014年3月20日
	改 正 内 容	男女共同参画を阻害する行為に、生活の本拠を共にする交際をする関係にある者に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為を追加。
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦)：	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで 40 %		
根 拠	男女共同参画基本計画 「第5次おかやまウイズプラン」		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令又は条例により設置されている審議会等		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 73 )うち女性委員を含む審議会等数( 67 )	延総委員等数( 1,289 )延女性委員等数( 454 ) 女性比率( 35.2 )
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 73 )うち女性委員を含む審議会等数( 67 )	延総委員等数( 1,289 )延女性委員等数( 454 ) 女性比率( 35.2 )
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 39 )うち女性委員を含む審議会等数( 36 )	延総委員等数( 789 )延女性委員等数( 253 ) 女性比率( 32.1 )
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 9 )	延総委員等数( 70 )延女性委員等数( 19 ) 女性比率( 27.1 )
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 ( 年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他	( )

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西暦)											
管理職総数	(人)	女 性 管 理 職 の 内 訳											
		うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
	(A)=(G+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
本庁	計	445	39	8.8	16	1	6.3	33	2	6.1	396	36	9.1
	うち一般行政職	358	38	10.6	15	1	6.7	23	2	8.7	320	35	10.9
支庁・地方事務所等	計	432	56	13.0	4	0	0.0	18	0	0.0	410	56	13.7
	うち一般行政職	283	28	9.9	4	0	0.0	9	0	0.0	270	28	10.4
全体	計	877	95	10.8	20	1	5.0	51	2	3.9	806	92	11.4
	うち一般行政職	641	66	10.3	19	1	5.3	32	2	6.3	590	63	10.7
再掲	警察関係	170	6	3.5	0	0	0.0	18	0	0.0	152	6	3.9
	教育委員会	99	20	20.2	1	0	0.0	4	0	0.0	94	20	21.3

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	817	154	18.8	720
	うち一般行政職	650	141	21.7	376	102	27.1
支庁・地方事 務所等	計	1,443	320	22.2	929	217	23.4
	うち一般行政職	958	189	19.7	324	101	31.2
全体	計	2,260	474	21.0	1,649	343	20.8
	うち一般行政職	1,608	330	20.5	700	203	29.0
再掲	警察関係	366	33	9.0	907	102	11.2
	教育委員会	116	43	37.1	52	16	30.8

## 問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	57	6	10.5	128	25	19.5	70
	うち一般行政職	40	5	12.5	94	24	25.5	34	7	20.6
支庁・地方事 務所等	計	52	9	17.3	140	35	25.0	73	18	24.7
	うち一般行政職	38	3	7.9	110	29	26.4	30	8	26.7
全体	計	109	15	13.8	268	60	22.4	143	30	21.0
	うち一般行政職	78	8	10.3	204	53	26.0	64	15	23.4
再掲	警察関係	25	3	12.0	38	2	5.3	73	14	19.2
	教育委員会	17	3	17.6	27	3	11.1	15	3	20.0

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での 長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎			○	
補佐級	○		○			○	◎			○	
係長級	○		○			○	◎			○	

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,656	167	10.1
昇格試験	0	0	

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	315	116	36.8
うち上級	239	97	40.6
うち一般行政職	137	70	51.1
うち上級	115	58	50.4
うち警察関係	156	34	21.8
うち上級	101	25	24.8

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

## 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	1 岡山県職員旧姓使用取扱要綱 2 岡山県警察職員旧姓使用取扱要領の制定について(通達) 3 「岡山県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱」
該当部分の条文(本文)	<p>1 岡山県職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 岡山県警察職員旧姓使用取扱要領の制定について(通達) この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、当該氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(旧姓)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めたもの。</p> <p>3 「岡山県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱」 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた教職員が、当該氏を改めた後も以前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 この要綱は、岡山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する教育委員会事務局、教育機関及び県立学校に勤務する職員に適用する。</p> <p>第5条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に職員を特定できるもの (3) 職員の権利及び義務に係る文書等のうち、その内容が、容易に職員を特定できるもので、かつ、旧姓使用を原因とする係争の生じるおそれがないもの (4) 前3号に掲げるもののほか、旧姓を使用することが適当と認められるもの</p> <p>第7条 この要綱の他の規定にかかわらず、総務事務システム(電子計算機を利用して職員の服務、給与、福利厚生等に関する事務の処理を行うシステムをいう。)を利用するときは、当該システムへの記録をもって、この要綱に定める届による手続に代えることができる。</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務課長が教職員課長と協議の上、別に定める。”</p>

## 問7-9: 防災・危機管理事務局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1: 2021年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理事務局 職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)			女性比率(%)	
35	2	5.7	9	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	岡山県男女共同参画推進センター		愛称・通称	ウイズセンター	
設置年月日(西暦)	1999年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：700-0807 住 所：岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ 6F 電話番号：086-235-3307 FAX番号：086-235-3306 ホームページ：http://www.pref.okayama.jp/soshiki/187/				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：岡山県男女共同参画推進センター ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：岡山県男女共同参画推進センター ) 指定管理者(名称： ) その他( )				
職 員 数	常勤	4 人、	非常勤	6 人	予算額 2021年度 10,542 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項) 男女共同参画推進月間講演、情報誌発行、SNS発信 ) ○ 2. 講座(主な事項) カレッジ、ゼミナール、ストップDV ) ○ 3. 相談事業(主な事項) 一般相談、特別相談(医師、弁護士)、男性相談 ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項) 図書・DVDの貸出、人材・団体活動情報の提供 ) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ) ○ 6. 交流促進(主な事項) 県内女性団体等の交流を目的としたイベント開催 ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項) ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項) ) ○ 9. 調査研究(主な事項) ) ○ 10. その他(主な事項) 団体等活動活性化支援 )				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 岡山県婦人問題懇話会 2. 無 名称等：	加盟団体数	22	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他〔 内容： 〕				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付( 名称： ) ( 概要： ) 7. その他 ( 内容： )	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
---

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 ( 内容：自治大学の地方公務員女性幹部養成支援プログラムに職員を派遣 )
---

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	63,874	46,480	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容: 役務の提供に係る入札参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定)	○

↓(具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○		○
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○		○
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)	○			
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○			
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
3	役員に占める女性割合に関する項目		
4	管理職に占める女性割合に関する項目		
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
6	その他「登用促進等」に関する項目		
7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9	短時間正社員制度の導入	○	○
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12	その他		○

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度(2, 7, 8, 9, 10)
- 「企業の表彰制度」の具体的な名称 岡山県男女共同参画社会づくり表彰(12)、「おかやま子育て応援宣言企業」県知事表彰(7, 8, 9, 10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	2	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	男女共同参画に関する年度報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総合的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			

## 問18-1 2021年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・男女共同参画啓発講演 ・情報誌発行(※ダウンロード版) ・県広報誌に記事掲載 ・オール岡山女性活躍推進プラットフォーム事業	岡山県男女共同参画推進月間記念講演 男女共同参画推進センター情報誌[ういず]の発行(※ダウンロード版) 第5次男女共同参画基本計画スタートについて掲載 著名講師による講演会を実施し、女性活躍の意義について普及啓発を図る。	100名 65万部発行 約120名	11月 年6回 8月 8月
2. 表彰 ・岡山県男女共同参画社会づくり表彰	男女共同参画の促進に関する活動を積極的に行う事業者・個人を表彰する		11月
3. 講座 ・ウイズカレッジ ・男女共同参画ゼミナール ・ストップ・DV講座	男女共同参画の啓発や情報提供のための公開講座 男女共同参画の視点による地域リーダー等の人材育成講座 DV被害者サポーターや民間支援団体等の担い手育成講座	延べ500名 延べ400名 延べ20名	年5回 7～10月 年1回
4. 相談事業 ・一般相談 ・特別相談(法律相談) ・特別相談(こころの相談) ・男性相談 ・グループワーク	女性相談員による一般相談 弁護士による相談 医師による相談 男性相談員による男性のための電話相談 DV被害者のネットワークづくりと自立支援		火～土曜 月2回 月2回 月1回 年4回
5. 情報収集・提供 ・図書、DVD、資料等 ・人材情報 ・団体活動情報 ・就業支援	図書、DVD、各種資料等の閲覧や貸出による情報提供 啓発イベント講師等の人材情報の収集・提供 登録女性団体の活動情報の収集・提供 就業に関する情報提供		通年 通年 通年 通年
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・オール岡山女性活躍推進プラットフォーム事業  ・アドバイザー派遣事業	女性活躍推進サポーター「育成研修(3回)、講演会等の実施により、企業等の組織内で女性活躍の取組を進める人材を育成するとともに、事業成果や取組事例等の情報発信を行う。 企業に社会保険労務士などの専門家をアドバイザーとして派遣し、企業の女性活躍やWLBに関する取組を支援する	講演会120名 研修会 20名 8社	8～3月 6月～3月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・登録団体支援事業 ・ロールモデルとの交流事業  ・男性の家庭生活への参画促進	男女共同参画の実現に向けた自主的な企画や活動を支援 女性を対象に、仕事で活躍するロールモデルの話聞き、交流する機会を提供することにより、その悩みや不安の解決につなげ、女性の活躍に向けた意欲の喚起を図る 親子で家事を楽しむとともに、夫婦間での家事分担を話し合う機会を提供することにより、男性の家庭生活への参画を後押しする。	5団体 約20人 10家族	7～12月 1月 下半期に1回

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	岡山県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に生産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1
規 則 名	岡山県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第三条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
配偶者の出産	4	
育児	1	
家族の看護	4	
家族の介護	4	
疾病	1	
その他	1	事故
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
条本文文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名	岡山県地域防災計画	
該当部分の規定	県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	

調査時点コード: 1

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦) ( )

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2021年11月12日 ~ 2025年11月11日
副知事	2	人 (女性 0人、男性 2人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	59	8	13.6		
	都道府県防災会議(委員のみ)	58	8	13.8		
	内訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		2号 関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	2	40.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	3	0	0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	23	1	4.3			
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	7	5	71.4			
2	国土利用計画地方審議会	15	6	40.0		
3	土地利用審査会	7	3	42.9		
4	都道府県交通安全対策会議	23	5	21.7		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は0に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	24	9	37.5		
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	28	12	42.9		
7	精神医療審査会	20	4	20.0		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審査会	15	5	33.3		
10	准看護師試験委員会	10	6	60.0		
11	麻薬中毒審査会	5	1	20.0		
12	地方社会福祉審議会	15	7	46.7		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	17	8	47.1		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	1	9.1		
15	国民健康保険審査会	9	3	33.3		
16	都道府県農業共済保険審査会	9	3	33.3		
17	都道府県森林審議会	13	3	23.1		
18	都道府県建設工事紛争審査会	11	3	27.3		
19	建築審査会	7	4	57.1		
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0		
21	都道府県都市計画審議会	15	5	33.3		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	12	6	50.0		
24	石油コンビナート等防災本部	35	3	8.6		
25	公害健康被害認定審査会	9	0	0.0	当該委員は岡山県・玉野市・和気町の医師会などの関係団体、岡大・川崎大の学長らによる推薦により決定するため、委員の選定段階で女性を推薦するような働きかけはできず、結果として男性のみで構成されている。	
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	25	2	8.0		
29	土地地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	15	7	46.7		
31	介護保険審査会	15	5	33.3		
32	都道府県固定資産評価審議会	9	4	44.4		
33	感染症の診査に関する協議会	28	9	32.1		
34	警察署協議会	225	92	40.9		
35	土地収用事業認定審議会	7	2	28.6		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0		
37	都道府県国民保護協議会	33	7	21.2		
38	地方独立行政法人評価委員会	7	3	42.9		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
44	留置施設視察委員会					
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会					
46	指定難病審査会	12	0	0.0	当該委員は大変に高度かつ専門的な知識を要するため、任期満了に伴う委員交代の際も紹介制をとっており、結果として男性医師のみで構成されている。	
47	小児慢性特定疾病審査会	5	0	0.0	当該委員は大変に高度かつ専門的な知識を要するため、任期満了に伴う委員交代の際も紹介制をとっており、結果として男性医師のみで構成されている。	
48	行政不服審査会	8	4	50.0		
49	地域医療対策協議会					
50						
51						
52						
53						
合計		789	253	32.1		
女性委員0の審議会数		3				

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	2	66.7	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	取用委員会	9	4	44.4	
8	海区漁業調整委員会	15	3	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	70	19	27.1	
	女性委員0の委員会数	0			